

予算特別委員会会議録(7)			
日 時	平成10年 3月19日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 6時20分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	中畑委員長、武井副委員長、中村・大橋・見楚谷・大畠・秋山・佐藤(幸)・新野・倉田・西脇・琴坂各委員		
説 明 員	市長、本保監査委員、平野・小原両助役、教育長、水道局長、土木部 参事、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市 ・港湾・学校教育・社会教育各部長、保健所長、消防長、樽病・選管 ・監査委員各事務局長、保健所参事他関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に見楚谷・倉田両委員を指名。

付託案件を一括議題とし、理事者の報告を許可する。

「中小企業等振興資金の融資要件緩和について」

中企センター所長

昨年11月以降の著しい金融環境の変化に加え、景気低迷が続く中で特にこれからは企業の決算期や春先の着業資金等の資金需要期を迎えることから、昨年12月に実施した制度融資の金利引き下げに引き続き、融資限度額引き上げや融資対象拡大等融資要件の緩和を実施する。なお、実施時期は信用保証協会、市内各金融機関の積極的な協力が得られ、予定の4月よりも早く、明3月20日からとなった。

(内容 別紙資料のとおり)

委員長

これより総括質疑に入る。

西脇委員

中小企業対策について

3月以降の倒産、負債状況はどの様になっているか。

中企センター所長

月半ばなので、民間の信用調査機関のデータではなく、新聞報道等で押さえている範囲だが、倒産3件、負債額はそれぞれ60億、6億、12億円である。

西脇委員

現在市内ではデリーズの倒産が噂されている。昨年同期の負債額は2億6500万円であり、実に36倍となっている。さらにこれは、負債額1000万円以上の信用保証協会等の統計に表れるケースだ。負債額がそれ以下の倒産状況については把握しているのか。

中企センター所長

公表されていない数字については把握していない。

西脇委員

東京商工リサーチによれば負債額1000万円以下の倒産も含めると負債総額は倍になる。小樽でも表面化しない倒産はかなりの数になると考えるのが常識的ではないか。

市では今回の融資制度改善策で、決算期を迎えるにあたり、倒産防止の効果が期待できると考えているのか。

中企センター所長

今後の企業動向の見極めは非常に難しいが、民間の信用調査機関や識者の見解では、年度末から新年度に向けて厳しい意見が寄せられている。市としては昨年の金融対策とともに今回の施策により、中小企業者の事業活動の円滑化を期待したい。

西脇委員

実際の市の融資制度の利用状況を見ると9月以降ほとんど変化がない。例えば小規模経営安定資金では9月で4件、現在5件。特別小口資金は現在2件。マルチル資金だけは12月末で230件だったものが3カ月後に360件に増加している。

マルチル資金以外は融資制度を緩和しても利用の伸びが期待できない原因は何か。

中企センター所長

市の融資制度の利用が少ない要因の一つには、他に政府系や道の金融機関等の低利な融資制度があり、窓口でも事業者により有利な制度を勧めるようにしていることがあげられる。

西脇委員

これまで、小樽では貸し渋りによる倒産はないと答弁されてきたが、これはないのではなく、分からなかっただけではないのか。中小企業庁の1月中旬の調査結果では、中小企業の24.9%が貸し渋りを経験している。中小企業家同友会全国協議会が昨年12月8日に国に対して5点の要望書を提出しているが、この中でも拓銀、徳陽シティ銀行の影響度の高い地域への特別対策として中小企業への貸し渋りを行わないよう指導することが謳われている。それでも市内に貸し渋りはないという認識に変わりはないのか。

中企センター所長

貸し渋りが全くないとは考えていない。金融機関は確かに慎重になっている。2月発表の帝国データバンクの資料では、貸し渋り倒産の集計を昨年1月に始めてから、今年2月までの14カ月では全国の倒産件数19,450件の内、貸し渋り倒産は328件であり道内分は10件だった。また、東商リサーチの小樽支店長の談話では昨年11月の拓銀破綻以来、貸し渋り倒産は後志ではほとんどないとのことだった。このことから全国的に問題になっているようなケースはあまりないと考えている。

西脇委員

現状を乗り切るためには、何と云っても日本経済の主役である中小企業が元気にならなくてはならない。しかし、経営難にもかかわらず新年度の国の中小企業対策予算は、マイナス7億円で、全体に占める割合も下がっているという状況だ。国に改善を求めていかなければ経済立て直しは無理だと思うがどうか。

市長

国家予算に占める中小企業対策の割合は大きい。しかし、厳しい財政状況の中で厳選されていることとまちづくりとの関連で散らばっていること等から、予算が落ちているのではなく、質が変わって展開されていると受け止めている。

西脇委員

中小企業への補助が大企業1社に対する補助に満たない。さらに米軍への取り決めの内予定外の予算が2,538億円と中小企業対策予算の1.5倍に上っている。これらを省いても中小企業へ補助は欠かせないはずだ。市長はこれで景気は好転し、倒産の不安は払拭されたと言うのか。

市長

景気対策と中小企業対策は別物だ。景気対策は様々な議論があるが、新年度予算成立後に追加対策がなされることなので、期待したい。一方景気とは別に中小企業の経営を安定させるのが中小企業対策である。これらが両方相まって中小企業の経営がさらに安定することを期待していきたい。今後は状況を見ながら市長会等でも要請活動を行っていきたい。

琴坂委員

議案20号関連で北海製罐構内の市有地売却について

景観条例上この地区の位置付けはどの様になっているか。

都市デザイン課長

特別景観形成地区に指定されている。

琴坂委員

この地区については、北浜橋の突きあたりに景観を損ねる倉庫が建てられており、私も昭和63年1定で指摘したとおり、将来的には撤去するよう北海製罐に要請しているはずだ。特別景観形成地区との関わりでは、この倉庫

が建てられた後で指定を受けている。しかし、この悪い景観を保全するのではなく、倉庫が建つ前の状態に戻して保全するのが本来であるのは言うまでもないことだ。そこで今回の市有地売却は、いかなる経過で進められたのか、特に北海製罐への要請はどの様に行われたのか。

港政課長

北海製罐への要請を行うという経過は承知している。今回の契約に際しても、当該倉庫を直ちに撤去することはできないが、将来的にはこの地区の景観に配慮してもらうよう申し入れている。

琴坂委員

市有地売却は行革の一環とは思いますが、敷地を相手方に売却しておいて、上物を撤去してほしいという申し入れを行っても果たして履行される見通しはあるのか。

港政課長

本物件の売却は、確かに事務事業の見直しにより健全な財政運営を図るため、将来の港湾整備や管理運営に支障のない土地を処分するためのものである。そして、北海製罐側の本件土地購入の意向とも合致したため、契約が成立した。

当該倉庫の撤去問題は、昭和62年以來の経過もあり、現工場長にも検討課題として引き継ぎすることを確認している。

琴坂委員

行革により不要財産を処分するというのは理解できる。しかし、この土地は市が精力的に進めている北側運河を中心とする「歴史的港湾環境創造事業」の範囲内にあり、不要ではないはずだ。

そこで「歴史的港湾環境創造事業」では、これまでどのような内容で、どの程度の経費を要したのか。

港政課長

これは国の事業であり、平成元年度から本市においても開始された。内容としては、運河公園整備の34億7,700万円、物揚げ場整備の6億2,100万円、泊地護岸整備の7億6,500万円が上げられる。

琴坂委員

市は48億円かけて北側運河周辺を整備してきた訳だが、せっかく北浜橋を残しても、歴史的意義をもつ市道手宮駅線を当該倉庫で閉鎖しては、景観保全事業を一貫性のないものにしてしまうのではないのか。

仮に百歩譲って、海に並行している土地を売却しても縦通りである手宮駅線部分は現在北海製罐の所有地になっている部分も土地交換等で取得し、あくまで北浜橋から色内埠頭そして海へと開ける動線は市有地として確保すべきだ。目先の売却収入にとらわれて将来に禍根を残すべきではないと思うがどうか。

港湾部長

運河周辺の整備については、歴史的なたたずまいを残しながら進めてきた。企業の所有地については必ずしも昔の景観を全て保全することはできないと思うが、北海製罐としても景観保全の意思をもっており、当該倉庫撤去についても検討課題としての認識はあるので、これからも市として要請を続けながら、互いに景観を生かしていくよう努力していきたい。

琴坂委員

いかにも虫のいい話だ。一方では景観保全を謳いながら、行革という名目で景観地区内市有地を売却するというのは納得できない。今回の土地を売却しなければ市は本当に財政上困るのか。

市長

今回は双方の意向が一致して売却することとなった。景観地区内の土地は本来全て市が保有するのが望ましいのだろうが、実際には民間の協力を得ながら進めているのが景観行政の現状であり、本件も同様の考え方で処理していきたい。

琴坂委員

企業は景観保全のために土地を購入する訳ではない。本件では景観を守るために新たに土地を購入すべきだといっているのではなく、現在所有している土地を売却すべきでないといっているだけだ。市はそれほど財政的に困窮しているわけでもあるまい。

喫煙対策について

庁内に喫煙所を設けるという計画についてだが、この目的は禁煙か分煙か。

(総)総務課長

職員の健康保持と職場の快適環境維持のため喫煙対策は避けて通れない問題だ。そこで組合と労働安全衛生委員会の中に喫煙部会を設けて検討している。その中で産業医の指導も受けながら空間分煙を考えており、具体的にはこれからさらに検討していきたい。

琴坂委員

空間分煙のための予算はどの程度か。

(総)総務課長

必要があれば一般管理費から支出するが、まだそこまで具体的に詰めていない。

琴坂委員

予算をかけずに分煙するなど不可能ではないか。現在の案では、各階の消防庁舎側の防火扉前と給湯室に設置を検討しているようだが、主に給湯室を使用している女性職員は大変不満に感じている。この問題は労働組合も含めて検討しているが、主として雇用者側の責任である。今時、市役所ほど劣悪な環境で執務している労働者はいない。そこで理想的な分煙を可能にするための経費を試算し、その経費を要しても分煙は実施するに値するかどうかという議論も必要ではないか。話し合いもまだ終わっていないのだから、現在の案を押し通さないでほしい。

(総)総務課長

各階概ね2カ所を考えており、エレベーター裏の換気扇のあるところと消防庁舎との通路の小窓のあるところを予定している。いずれにしてもまず試行した上で問題点等を解決していきたい。

琴坂委員

今、示されている案では知恵も予算もなく、発想が貧弱だ。もし、給湯室を使用するならばきちんとベランダ部分まで使用して、あの中で分煙できるようにすべきだし、どうしても給湯室内で喫煙したいならば、喫煙者が洗い物をすべきだ。また、予算をかけて実施するならば、良い機会なのでセルフサービスでお茶が飲めるような設備をおき、お茶汲みも廃止してはどうか。執務室からお茶汲みの道具がなくなればスペースも広がる。このほか、廊下を狭めて、執務室を広くする方法もある。職員が一息つく場所が現在は全くない。これも雇用者側の責任で設けるべきではないのか。

(総)総務課長

琴坂委員の提言も踏まえながら、諸条件を勘案して検討していきたい。

琴坂委員

職員の不満は、個室がある部長だけがゆっくり喫煙できるということと給湯室で働く女性職員のことと考えてほしいという点にあるので、ぜひ検討して欲しい。

朝里川温泉センターの跡地について

議案第42号の湯鹿里荘の貸付にも関わる問題だが、再利用計画はあるのか。

経済部長

具体的ではないが、温泉を利用した宿泊施設の提案があった。市としても地域振興につながるものであれば、早く実現できるようにしていきたい。

琴坂委員

その計画は現在土地を所有している朝里川温泉総合開発が持ち込んだものか。

経済部長

現在土地を所有している会社ではない。

琴坂委員

すると転売禁止の条項があるが、計画内容によっては転売を認め、この計画が推進されることもありうるのか。

経済部長

そのとおりである。

琴坂委員

その場合、中央バスはどのように対処するのか。

経済部長

中央バスは湯鹿里荘の日帰り入浴施設としての機能を確保したいという希望をもっている。そこで出資者同士で話し合った結果、利用者減等のため返上も検討していた朝里川温泉総合開発から中央バスが湯鹿里荘を受け継ぐこととなった。

琴坂委員

湯鹿里荘の利用開始にあたっては、理事者側から旧朝里川温泉センター跡地と一体管理を行うということで議会としても認めた経緯がある。しかし、今の話だと一体管理はなくなり、中央バスが将来的に湯鹿里荘を維持していくということになるのか。あるいは中央バスが再度手放して、新たな計画の中へ組み込まれていくのか。

経済部長

市としては、新たな提案者に湯鹿里荘の経営実情も説明できれば一体管理できないかともちかけてはいるが、まだ決定段階ではない。

琴坂委員

アドバンテスト社跡地について

広報おたる3月号に掲載されていた「市街化区域と調整区域の変更についての公聴会」の内容を説明願いたい。

都市計画課長

これは都市計画法に基づき5年に一度見直しを行っているもので、今回は平成17年度を目標年次として見直し作業を進めるための公聴会で、決定は北海道が行う。対象区域は港湾の埋立造成による4カ所と星野地域約14.7haを住宅地利用していくためのものである。公聴会の期日は4月15日と案内している。

琴坂委員

アドバンテスト社撤退後の跡地は、市街化調整区域であることからどのように利用されるか注目していたが、結局サンギが入ることとなった。一昨年の新聞報道では、アドバンテスト社跡地も含めた土地を岩倉土地開発に売却し、同開発では15ha、100区画の宅地造成を行うとのことであった。普通、市街化調整区域で宅地造成することは市街化区域に編入されるという約束がなければ行われなかったことだ。そして、その後、市はこの区域を市街化区域に編入した。これは、一昨年の段階で市街化区域編入の約束をしていたということではないのか。

都市計画課長

一昨年の段階では、都市計画課では承知していない。

琴坂委員

都市計画課で約束したとは考えていない。市の理事者の誰かが約束していたのではないかと。土地を購入し事業を行う際には、まず都市計画上の用途を見て判断するものだ。築港ヤードでマイカルが行ったのと同様に岩倉土地開発が市街化区域編入の予定がない場所を開発する訳がないのではないかと。

市長

マイカルとは経緯が違うので同一視されては困る。アドバンテスト跡地の有効活用については色々検討して研究所棟はサンギが購入し、その他の部分はJRほしみ駅周辺の住宅開発を行う岩倉土地開発から開発の意向が示された。土地所有権はアドバンテスト社にあるが、この地域に限らず宅地開発が行われる場合にはそれに対する必要な措置を事後的になっても行わなければならないと考えている。

琴坂委員

開発業者がまだ市街化区域編入の予定がない土地で宅地造成し、後で編入するなどということはとても都市計画とは言えない後追い行政だ。

星野地区における小学校新設方について

3月5日に、同旨の陳情が教育委員会に出されたときくが、この内容はどのようなものか。

学校教育部長

星野地区住民から同地区で子供が増えているため、小学校を新設してほしいという趣旨で出された。

琴坂委員

都市計画で、公共施設の配置は最初から計画に盛り込まれるのが当然である。望洋台においても既存の小・中学校各1校にさらに小学校1校の建設が計画されている。しかし、星野地区では、開発業者まかせで、袋小路的な開発を次々と認めた結果、今日のような状態を招いたものである。市街化区域を拡張し、宅地造成を認めて人口増加を誘導したのは行政の責任である。そのため、銭函小学校ではプレハブ教室で対応しているが、この問題は将来的に児童数が減少し、解決すると考えているのか。それでは市の目指すべき解決策とは言えないのではないか。

平野助役

確かに都市計画に基づき学校を配置した例もあるが、人口急増に伴い開設に至った例も多い。銭函小についても児童数の増により教室の余裕がない。総合計画の地域別懇談会においても学校新設の要望が出されていた。しかし、現実問題として学校敷地も用意していないし、住宅がどの様に増え、どこに学校を造るかという問題は大きい。いずれにしても学校新設は教育委員会の判断のもと市長部局と協議して決めることなので慎重に対応していきたい。

教育長

確かに銭函小は児童数の増加により狭隘だが、星野地区の児童の実態から考えて、学校を直ちに建設するという対応は難しいと考えている。今後の推移を見ながら市長部局と協議したい。

琴坂委員

都市計画の基本は行政が公共施設を整備できない場合、その開発を制限することではないのか。何の責任もない子供たちが遠方の学校へバス通学し、しかも校舎はプレハブであるという事態を招いている。バス代の負担も試算で総額2,100万円となり、これだけの額を義務教育児童を抱える家庭に負担させていることになる。教育委員会として、このような開発にクレームをつけるべきではないのか。また、教育委員会の現時点における現実的対応としてバス通学費用の満額補助はできないのか。

学校教育部長

都市計画と学校建設の関わりについては、これまでも関係部局と協議してきたところであり、今後も引き続き協議して進めていきたい。バス通学費助成額については、教育委員会内で増額を検討しており、次年度以降考えていきたい。

琴坂委員

これは根拠のある要求なのだから、教育委員会としても遠慮しないでほしい。

関連して、福祉部のふれあいパスは現在ほしみ駅まで使えない。ほしみ駅の南口は小樽市民のためにつくられており、早急にほしみまで使えるように改善願いたい。この点も都市計画と福祉施策の整合性がとれていないのでは

ないか。

福祉部長

改善する必要が認められるので、JRと協議して進めていきたい。

倉田委員

ホームヘルパーについて

現在30世帯分位のフリーのホームヘルパーがいるそうだが、余裕があるならばもっと要求のある他の世帯に週2回程度派遣できないものか。

老人福祉課長

現在ヘルパーを派遣している方の身体状況や居住環境、家庭の事情を勘案して、回数や時間の増が必要ならば随時増やしており、今後も同様に取り組んでいきたい。

倉田委員

当初予算ではヘルパーの人数増が盛り込まれていないが、これでゴールドプランの目標数値が達成できるのか。

福祉部長

当初予算で計上しなかったのは、老人福祉課長の説明のとおり現状でヘルパーの人員に余裕があり、将来の推計でも現体制での対応が可能であると判断したためである。しかし、今後需要が増加し待機者が出るなどという事態が予測されれば、年度途中でも新規のヘルパーを採用していきたい。ゴールドプランは目標年次まで後1年でありヘルパーの目標数値118人は達成に向けて、需要と供給の関係を考慮しながら対応していきたい。

倉田委員

現在は目標数値と比して、需要が伸びていないととらえているのか。

老人福祉課長

ヘルパーの需要動向を正確に見定めるのは難しいが、過去の実績から考えると年度当初から夏場までは順調に増加し、その後は微増、12月に大幅な需要増という傾向にある。

そこで2月末現在で428世帯に対して77名のヘルパーで対応しているが、市の直営だけでも余裕があり、さらに効率的な運営により十分需要に応えられると判断している。

倉田委員

ヘルパーの利用はもっと高まっていいはずだ。必要としている世帯もたくさんある。

にもかかわらず、利用率が低い原因は何か。

老人福祉課長

現在のホームヘルプ事業は公的サービスであり、市で世帯の状況を勘案して、日常生活に支障をきたすことに対するサービスの供給を目的としている。これは単に各世帯の要望に基づいてヘルパー派遣を行うものではなく、対象者の自立生活を促すことを念頭に置いた家事援助や身体介護を行うものであり、理解願いたい。

倉田委員

これは捉え方の違いだ。質の向上という面では女性の職場であることによる問題点、例えばどこまで援助できるかなどのヘルパーの解釈による個人差というのは奥の深い問題だと思うがどうか。

老人福祉課長

質の向上については国指定の2級研修に派遣したり、毎週水曜日の研修の時間には具体的なケースを取り上げて、公平で適切なサービスの実践を検討している。現実には各家庭の家事の方法の違いなどに配慮しながら、生活のリズムを崩さないようにしながら必要なサービスを提供していかなければならないと考えている。今後とも質の向上には努めていきたい。

倉田委員

朝里川公園のテニスコートについて

夜間照明施設はあるのか。ない場合は設置予定はあるか。

社会体育課長

現在夜間照明施設はない。社会体育施設の整備については、数多くの要望があり、逐次整備していかねばならないと考えているが、財政状況や使用頻度を勘案して進めていきたい。

倉田委員

勤労者は夜間利用を希望している。夜間照明の設置により利用率の向上も見込まれるので、ぜひ整備してほしい。

武井委員

小中学校の適正配置について

12月の予特の中で菁園中学校の校舎等耐力度調査は老朽化に伴う改築等の可否を検討するものであるとのことだったが、この結果次第では新築もありうると考えてよいのか。

学校教育部長

そのとおりである。

武井委員

同日の教育長答弁の中で、「小中学校の適正配置について対象となる市内中心部の学校名は武井委員も承知しているので、改めて校名をあげない」といっているが、私が承知している3km以内にある学校といえば、花園小と堺小、住吉中・菁園中・東山中が妥当だと思うが、これらの学校と考えてよいのか。

教育長

そのように考えられては困る。間隔が3km以内の学校は全市45校中23校ある。統合の場合は小学校2km、中学校3kmという通学距離の基準がそれぞれ小学校4km、中学校6kmに拡大される。現状では全校中約半分程度の学校の中から対象校を選択しようと考えているだけで、実施計画も策定しておらず、具体的な校名はあげられない。

武井委員

小樽駅から3km以内の小中学校が中心部の学校ということだったので先の校名をあげたが、まだ具体的ではないとの答弁だ。この問題については市民の間で話が一人歩きして皆心配している。平成11年度に話し合うというのではなく、早急に協議すべきではないのか。

教育長

来年の4月で11年度の学級数が確定するので、住所により児童生徒の位置を確認し、通学区域を精査しながら統廃合の方法を検討していきたい。その際の基本方針に盛りべき条件を考えている段階なので現時点では一切具体的な校名は考えていない。

武井委員

新行革実施計画の中で、小中学校の適正配置は市内中心部の小学校2校、中学校3校を年次計画で統合すると謳っているが、教育長は統合の意味を校舎を合わせるという意味で書いたものではないと言っている。これはどういう意味か。

教育長

学校の統合は単純に2校以上を1校に集約するのではなく、通学区域を見直すことによりある学校の一部区域を動かすことも含めた上で考えることである。

武井委員

菁園中学校は現在7学級で標準学級の9に満たない。他校から不足分の学級を持ってきたくても、他の学校も多くの学級数を有している訳ではないので、簡単に調整できないのではないかと。

教育長

標準学級数を満たすことにより、教科の免許外担当を解消できる。しかし、近隣の学校に影響を及ぼすことになるので4ないし5校の間での統廃合を考えていきたい。また、中学生は難しい年頃なので、1年生入学時から校区を広げ、卒業までの3年間で完成校区を作ろうと考えているが、基本方針も含めてまだ検討中であり、教育委員会の合意も得ていない状況では例として挙げるに留めておきたい。

武井委員

統廃合の対象中学校は3校ではなく5校ということか。

教育長

現時点では基本方針策定前なので、何校対象とは言えないが基本方針から実施計画を策定していく上で多くの方の意見を聞きながら進めていく過程では、年次計画や考え方の修正もありうる。

武井委員

ならば現時点では対象校は不特定と理解してよいのか。

教育長

11年4月から基本方針を策定していくので、その時点で議会の意見も聞きながら決めていきたい。

武井委員

新行革実施計画における3校という数字はどの様に考えたらよいのか。

教育長

計画の基本方針の基底にある数として挙げたと理解願いたい。

武井委員

学校の適正配置計画は行政改革の一環であり、あくまでも財政効果も考慮にいれて考えるべきだと思うがどうか。

教育長

第一は教育上の効果だと思うが、財政効果も伴うものであると考えている。

佐藤(幸)委員

市立病院の予約診療について

市立札幌病院で4月から開始されたとのことだが、詳しい内容を承知しているか。

(樽病)医事課長

詳しい情報は入っていない。

佐藤(幸)委員

市立札幌病院では、内科再診で予約診療を行い、待ち時間短縮に効果があれば他科でも実施するとのことだが、小樽の市立病院ではこの方向性は検討したことがあるのか。

(樽病)事務局長

各自治体病院でも予約診療の必要性は認めているが、内科は特に難しくほとんど実現に至っていない。外科系については市立小樽病院でも整形外科などで実施している。詳細は不明だが札幌ではコンピューター処理により対応していると考えられる。今後札幌の方式等を研究していきたい。

佐藤(幸)委員

病院としては検討委員会で現状での統合は困難だという報告があった。ならば患者に即したサービスが必要である。それは待ち時間の短縮とプライバシーの保護である。多くの人のいる待合室で大声で名前を呼ばれ、その後1

~2時間待たされるというのでは患者サービスとは程遠い。これらの解決にはコンピューターの導入が必要なのか、それとも創意工夫で何とかなるものなのか。経営効率の面も含めてさらに研究する必要があるのではないか。

(樽病)事務局長

予約診療については事務局長会議の中でも毎年取り上げられるが、難しい。病院側でも希望していることなので、できる科から順次実施していきたい。コンピューターの導入が必ずしも条件ではないので、今後とも研究していきたい。

佐藤(幸)委員

歳入・歳出のバランスが非常に悪い中、赤字解消の手立てはどの様にして見つけていくのか。

(樽病)事務局長

統合問題の結論は明日の常任委員会で報告するが、小樽病院でも平成5年から院内でできる改善策はほとんど実施したつもりだが、赤字解決はできなかった。人件費が60%を超えており、これが50%にまで改善されれば10億円捻出できるが、人件費の削減は簡単にはできない。今後の方向付けは病院だけでなく全庁的に取り組んでいきたい。

佐藤(幸)委員

財政状況が厳しいのは理解しているが、歳出を減らせない以上歳入を増やすしか方法はないのだから、この課題を追求してほしい。今後新築など一つの方向性を定めていくにはどうしても5~10年要する。その間、毎年赤字問題に悩むというのは避けたい。そのためには、予約制の導入やプライバシー保護、患者1人1人との対話などきめ細かな患者サービスを強く要望したいがどうか。

(樽病)事務局長

委員指摘のとおり、病院がサービスを提供すればするほど歳出は増えるが、歳入は診療報酬のマイナス改定等により増は見込めない。このほか、人口に比してベッド数が多いことも問題点の一つと考えている。そこで、今後は人口や地域の民間病院の数を考慮にいれて病院の規模を考えていかなければならないと思う。

サービス面では北大の協力を得て、4月1日から呼吸器外来等専門外来を開設するほか、アレルギー、内分泌等医師の専門性を打ち出しながら患者獲得に努めていきたい。

佐藤(幸)委員

バタフライナイフについて

中高生によるナイフを使った犯罪が全国的に問題となっているが、市内でバタフライナイフとそれに類するナイフを取り扱っている店はどの位あるのか。

指導室長

プラモデル製作に使うナイフ類を取り扱っている店を含め現在56軒ある。

佐藤(幸)委員

ナイフを使用した一連の事件の後でそれらの店に対し、教育委員会は何らかの働きかけを行ったのか。

指導室長

教育委員会としては販売自粛を呼びかけていないが、警察や市の青少年女性室の会議の中では販売店に自粛を要請している。

佐藤(幸)委員

各都市では市として何らかの呼びかけを実施している。小樽市としてもアクションを起こすべきではないのか。

青少年女性室長

青少年に対する刃物販売の自粛については、2月18日付で小樽市青少年問題協議会長及び小樽市青少年センター運営協議会長名で約50軒の金物店に文書を持参して協力を要請した。

教育長

当該文書については校長会議で説明し、児童生徒にナイフを所持することは犯罪であるという指導を行うこととした。

佐藤(幸)委員

現実問題として、ナイフの種類毎にどの程度の数販売されているかは把握しているのか。

青少年女性室長

青少年に対する刃物販売自粛の文書を市内の金物店に持参した際には、バタフライナイフを販売している所はなかった。しかし札幌等では玩具店で販売している例もあると聞いている。

佐藤(幸)委員

実際に児童生徒がナイフを校外で所持していたという例はあったか。

指導室長

持ち物検査は実施していないが、中学校の生活指導委員会からの情報では、バタフライナイフ所持の例はない。

佐藤(幸)委員

所持していないと言い切れるものか。現実として全国で発生していることなので、起きてしまったからの対応では遅い。今度持ち物検査については各校の判断に委ねるのか、全市的に統一していくのか。

指導室長

教職員と児童生徒との信頼関係が大切ということから持ち物検査の指示は出していない。この問題は全国的にも意見の分かれるところであり、子供の人権にも関わることなので慎重に対応していきたい。

各校長には日頃から児童生徒とのコミュニケーションを深めるよう努め、行動の把握や考え方を理解しながら指導するようお願いしている。

佐藤(幸)委員

東京都ではナイフを持たないよう指導するためリーフレットを配布しているという。小樽市としても同様に児童生徒に意識を浸透させるため毅然とした態度をもって臨むべきではないか。

教育長

先日文部大臣が児童生徒に発したアピールの文書を入手して各学校に配布し、担当教師から徹底した指導を行いたいと考えている。

持ち物検査については、バタフライナイフのみを追及しても解決にはならない。まず校内にある刃物の管理をきちんと行うこと。次にナイフ類を学校に持たないよう指導すること、第3にナイフを持ち歩くことは法に触れるということを説明すること。この3点を校長や担任から全児童、生徒に徹底したい。その上で必要があれば各校長の判断で持ち物検査を行うこともありうる。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時30分

大畠委員

学校トイレについて

最上小PTAでは、新1年生に学校トイレの使い方を指導するため小冊子を作成した。これはその後要望が強く全学年で配布されることとなった。

市教委では新1年生向けに学校施設の使用方法を説明するような資料を配布したことはあるか。

学校教育部長

教育委員会としては行っていないが各学校ではそれぞれ工夫しているところもある。

大島委員

保護者や子供たちのトイレについてのアンケート結果によると学校に洋式トイレを設置してほしいという要望が多い。新年度から洋式化に取り組むことになると思うが、どのように対応していくのか。

(教)施設課長

洋式トイレ設置については各学校の状況を十分考慮した上で対応していきたい。

大島委員

最上小の小冊子には学校トイレに関して役立つ部分が数多くあるので、是非教育委員会も参考にしてほしい。

教育長

活用していきたい。

大島委員

祝津マリーナについて

祝津マリーナの使用している土地の中に道有地が208㎡残っているのはなぜか。

水産課長

護岸敷の管理用地として必要があり残した。

大島委員

先に提出された資料と今日の資料を比較すると船舶保管用地という三角形の土地が道有地になっている点があるが、これはどういうことか。

水産課長

前の資料では表示していなかったが、道の利用区分をはっきりさせるため、今日の資料では道有地の護岸敷として載せている。

大島委員

元々道の護岸敷であるとのことだが、ここに施設が建っていることを知っているか。

水産課長

ガソリンスタンドがあると承知している。

大島委員

ガソリンスタンドならば地下タンクも埋設されていると考えていいのか。

水産課長

道が土地を交換する際に見ている。しかし、護岸敷ということで正式な許可は取っていない。

大島委員

正式な許可を取っていないというのは間違いないのか。

水産課長

私の知る範囲ではそのように聞いているが、道有地なので正式な調査結果ではない。

大島委員

正式な調査結果を後程知らせてほしい。今日の資料では水産庁の指示により、護岸上の施設(ホイスト)は個人の占有は認められず、地方公共団体の所有とすると決められている。そこで、この副港はいつ建設されたものか。

水産課長

昭和49年に工事を開始し、51年に完成している。

大島委員

平成8年6月の資料では、平成9年度に副港整備について会計検査院による監査が入る可能性が高く、そうなる

とホイスト及び副港の利用形態について指摘を免れない状況であり、指摘を受けた場合、道としてはホイストの撤去命令を出さざるをえず、補助金の返還もありうるということだった。そこで、9年度に会計監査院の監査は入ったのか。また、過去にはどうか。

水産課長

9年度には入っていない。過去には、本港の防波堤改良の際に入ったことがあるが、指摘事項はなかった。

大島委員

このホイストについては道が占用許可を出しているのではないのか。

水産課長

詳しい経過は不明だが、漁港建設にあたり道の判断で昭和50年から許可し、その後毎年使用許可が出されている。

大島委員

道が毎年使用許可を出しているのになぜ違法で撤去されなければならないのか。ホイストの建設はこれまで様々な経過があり、市、マリンウェーブ、観光振興公社いずれにも断られて道が行ったのではなかったのか。

水産課長

そのとおりである。

大島委員

これは道にも責任がある。許可しておきながら、監査が入ると施設の撤去命令を出すというのはおかしいのではないか。祝津マリーナは昭和52年のオープン以来22年経過しており、関係者も困惑している。この問題についてはまだ細部の交渉がなされていないという認識で良いのか。

水産課長

今後の用地の問題や計画については道の実施設計に基づき関係者と協議して進めていきたい。

大島委員

ぜひ一方的にならないように進めてほしい。

2月20日の議案説明で市負担分420万円について尋ねたところ提示されたのが先日の第1案だった。その際の説明では、ビジターのボートや水上バイクは現在の岸壁では水上から高いため使いづらく、浮き桟橋を建設することだったが、それで良いのか。

経済部長

第1案の中でビジター用駐車場が設けられており、このことからビジター受け入れが可能かどうか、管理者の道と協議し、漁港区だけでなく前浜との一体整備という観点から第2案が生まれたわけで、浮き桟橋については言及していない。しかし、係留施設は必要なので、最終的に延長52m、幅員1.5mの桟橋を設置すると話した。

大島委員

説明では48mではなかったのか。

水産課長

9年度事業分が48m、10年度分が4mで総延長52mとなる。桟橋は当初浮き桟橋と土木現業所から聞いていたが、しけに堪えられないとことで設計変更され、堤体とされた。これに基づき3月10日に祝津マリーナ、ヨット協会、北海道ヨット連盟の関係者のところへ道の担当者と図面持参で説明に行った。

大島委員

関係者に話したそうだが、議会側に説明したのか。

水産課長

議会側にははっきり説明していないが、代表質問の中で防波堤の老朽化に伴う係船施設として答弁している。

大島委員

堤体はどのような形態になるのか。

水産課長

栈橋部分は今の堤体と一列並びと計画されている。

大島委員

すると議案説明での岸壁が水面より高く、利用しづらいので低くするというのは違っており、今の岸壁と同じ高さになるのか。

水産課長

そのとおりである。

大島委員

先の経済所管の委員会では漁船とプレジャーボートの住み分けをしなければならないとのことだったが、これはどういう意味か。

経済部長

プレジャーボートは祝津本港ではなく、副港に収容するという利用区分のことである。

大島委員

昭和45年以降既に住み分けられているのではないかと。というのは祝津本港整備に際してプレジャーボートと漁船を区分するというので、副港が整備されたのではないのか。

水産課長

実体としては住み分けられているが、副港というのは通称であり、水産庁や道の位置づけでは漁港の一部である。そして、夏はプレジャーボートが利用し、冬は漁船が利用していた副港をプレジャーボート専用にしたいということである。

大島委員

経済部長はビジター用の栈橋がなぜ必要かという問いに防波堤自体にかなり傷みが生じていると答弁したが、果たしてあの防波堤は老朽化しているのか。

経済部長

漁港管理者の道が使っている言葉で、防波堤の一部に損傷を生じているということも聞いており、その意味で使った。

大島委員

私は決して老朽化しているとは思わない。小樽港の防波堤のほうが老朽化している。また、ビジター受け入れ施設は始めからあったとのことだが、10月から問題になったのではないかと。

経済部長

護岸上のホイストは個人の占有が認められないという水産庁の指導を受け、利用の適正化のため協議を続けてきた。その中で護岸上は公共施設として整備することとなった。そうするとビジターを断ることはできなくなる。しかし実際の収容能力の関係で新たなビジターを受け入れることは困難だと考えている。

大島委員

ビジターというものの概念をどのように捉えているのか。

経済部長

ビジターとは外部からのものを含めた利用者のことと考える。

大島委員

議案説明の際には、夏場のシーズンにおける小型ボートやジェットスキーなど日帰り利用者のことをビジターと

言い、それらの利用者が船の揚げ降ろしをしたりするための場所や駐車場を整備するというのではなかったのか。

経済部長

当初は、防波堤の左側にビジター用として駐車場や船舶の保管用地、道路などの整備することを計画していたが、係留施設についてはビジター用に限らず、子供のヨット利用なども考慮して、防波堤から乗り降りができる栈橋が必要だと考えていた。

しかし、祝津マリーナの現状から考えて新規のビジターを受け入れることは困難であり、利用協議会の中で調整を図りながら混乱のないように進めていきたいと考えている。

大畠委員

現在の岸壁のままです子供たちが利用しやすいようにするというのは認識不足である。岸壁が水面から高すぎて利用できない。ヨットハウスにあるヨットは救命艇以外は接岸したらすぐに陸揚げしている。改めて現場を見て確認願いたい。

また、ビジター受け入れは困難だといいいながら、琴坂議員への答弁では、来た場合は受け入れざるをえないだろうとしている。施設が狭隘なのを知りながらビジターに利用させるならば、マリーナの安全性と秩序を保つことができるのか心配だ。特に水上バイクなどの乗り入れは漁業者が反対しており、マリーナのオーナーやヨット協会の会員も安全性が保証できないと心配している。ビジターへの開放により危険と混乱が伴うことが予想されることから対策会議も予定されており、このまま受け入れを進めるならば、今後に大きな禍根を残すのではないかと。そこで、この問題については漁業者を含めた関係者ともう一度十分に協議してほしい。

市長

関係者と協議し、十分理解を得て進めるものだと考えている。

新野委員

おたる自然の村パークゴルフ場について

昨年の利用状況と傾向はどうか。

10年度整備予定の新コースの概要と予算計上額の内、コース整備に占める割合はどうか。

新コースの造成にあたって、市内愛好者の意見を広く聞いてはどうか。

現コース改修の有無と増設する施設の内容はどうか。

完成時には公認コースになるのか。

農政課長

11月26日まで151日間で4,931名。1日平均33名。最大1日144名。

100名を超えた日が5日間。このほか現在雪中パークゴルフ講習会を実施しており、この参加者を含めると合計で5,000名を超す。入村料だけで利用できるため、好評だったと考えている。

現コースとの連続性や安全性を考慮し、現コースに隣接している果樹園と学童農園の一部を利用する。これに伴い、駐車場の一部を学童農園に充てたい。予算計上額2,100万円の72%がコース整備で残りが駐車場の整備である。

利用者からアンケートを取った。その結果の主なものでは、3分の2の利用者が手頃だとし、もう少しアップダウンの変化がほしいという意見や18ホールほしいという意見も多かった。実施設計にあたっては、アンケートや愛好者の意見も参考にしながら進めていきたい。

現コースの9ホール、総延長305m、パー33を18ホール、総延長800m超、パー60とする予定である。既存のコースも延長など一部手直ししていきたい。

国際パークゴルフ協会の公認コース基準は、18ホールでパー66、1ホール20~100m、総延長は70

0～1,000m位であり、今回の整備によりこの基準を満たすことになるので、公認コース認定の申請も検討したい。公認コースとなれば大きな大会の開催も可能となり、更に利用の促進が図られるものと考えられる。

新野委員

もう一度来てみたいと利用者に思わせる良いコースにしてほしい。公認コースの新設については教育委員会も市長部局と協議を進め努力したいとのことだった。パークゴルフは市民の健康増進にも効果的である。そこで、社会体育施設としてのパークゴルフ場建設については、候補地選び等具体的な見通しはあるのか。

社会体育課長

数年前から候補地選びは進めており、以前の候補地で議会から狭いとの指摘を受けた所より広い場所を検討しているが、まだ発表段階ではない。

新野委員

特徴あるコースづくりを実施し、市民が希望しているパークゴルフに対応できる施設としてほしい。

中村委員

低公害車について

自動車の排気ガス規制が2000年以降大幅に強化されることとなった。昨年11月に中央環境審議会がガソリン・LPガス自動車の排気ガス低減対策として、窒素酸化物・炭化水素の規制値を現行基準比で7割引き下げるというものである。また、ディーゼル車の排気ガス基準も今年中に見直されるという。現在排気ガス公害は深刻化しており、国際機関や国は勿論のこと自治体や企業、そして国民1人1人が地球環境保全に向けての行動することが必要になる。特に自治体が自ら環境保全への取り組みを見せることが市民啓蒙につながるので、市でも低公害車を積極的に導入して環境保全に努め、市民意識をリードすべきである。そこで、現在市の公用車は何台あるか。

契約管財課長

百数十台保有している。

中村委員

その中に低公害車はあるか。

契約管財課長

現在のところない。

中村委員

平成10年度以降、順次公用車の更新をする際に低公害車を導入する予定はあるか。あるとすればいつごろどの部課で予定しているのか。

契約管財課長

具体的な予定はない。各市では導入されている状況もあり、低公害車について調査したところ、ガソリンとバッテリーを併用した車が多く使われている。ただし、導入している市は平坦な地域が多く、今後低公害車で四輪駆動車が開発されれば、本市でも導入してみたいと考えている。

中村委員

この問題では環境部が率先して低公害車を導入してはどうか。

環境対策課長

ハイブリッド車が注目されている。これは燃費が2倍良くなるが、車両価格が1.5倍でFF車のみ、寒冷地での作動やトランクが小さいなどの問題点もある。環境部としては、さらに情報を収集し、問題がクリアできれば導入促進を図りたい。

中村委員

市民意識をリードする意味で環境部にはぜひ低公害車導入を進めてほしい。さらに全庁的にもこの問題を検討し

てほしいがどうか。

環境部長

環境部としては低公害車導入を促進していきたい。調査研究した上で各部の意見も聞き、全庁的な考えをまとめていきたい。

委員長

質疑終結。

休憩 午後4時32分

再開 午後6時15分

委員長

議案第1号、36号に関する修正案について、趣旨説明を求める。

西脇委員

国は国民に消費税導入、医療保険制度改悪を、市は市民に国保料限度額引き上げ、上下水道料減免制度改悪を押しつけている。とりわけ昨年9月からの医療費患者負担の引き上げは深刻な事態を引き起こしている。市長提案は市民の声を聞かず、財政危機を謳いながら、市民合意のないマイカル、JRの事業に140億円を注ぎ込んでいる。こうした原案に対して修正案は市の財政状況もあり、今までの歳出における全面修正を取り止め、老人医療費自己負担額2.2億円の半額を助成、国保料一世帯あたり5,000円の軽減、苦情の多い除雪後の玄関先除雪対策の強化、中小零細企業向けの市の直貸しの実施、サラ金対策の暮らしの緊急貸付金など高齢者や中小零細企業向けの施策に重点を置いている。

修正額は4.4億9,772万円となり、原案比で2.4億3,594万9千円、3.27%の圧縮となっている。歳入では、減債基金1.7億6,900万円から3,000万円戻し、市債を8億6,790万円減額させ、市の財政立て直しへの第一歩としている。

歳出に占める民生費の比率は、原案は22.57%、修正案は25.13%で2.56%の増となる。福祉・暮らしに重点を置いている修正案の賛成を願う。

委員長

一括討論に入る。

琴坂委員

共産党の態度を述べ、討論とする。共産党は消費税の廃止を主張し、特に9兆円の負担増が日本経済に深刻な影響を及ぼしていることから、3%に戻すことを強く求めている。

この立場から消費税の転嫁、石狩湾新港開発、築港再開発、中央通土地区画整理事業、公住法と水道法の改正・料金値上げに反対し、修正案にまとめて提案した。反対議案は、第1～5号、第7～13号、第15～21号、第24～26号、第33号、第35～36号、第38～39号、第42号。第19号の祝津漁港高度利用活性化対策事業は必要性が不明であり、仮に必要なならば道が負担すべきものである。北照高校の春の選抜高校野球大会出場の助成は、2回目ということもあり他のスポーツ振興や市の施策の予算付けとバランスを欠いている。第21号は青果市場の不正な運営による売り上げ減であり、賛成できない。第35号の銭函第2墓地はレベルアップにより大幅な使用料引き上げを行うものだが、現在の墓地の状況が問題であり、今後の値上げにつながるため反対。第42号の湯鹿里荘の問題については温泉センター跡地の開発と一体管理するという従来の約束に違反するものであり、反対する。

委員長

討論を終結し、これより採決する。

採決の結果、議案第1号及び第36号に対する修正案については賛成少数につき否決、第1号及び第36号の原案については賛成多数により原案可決、第2～5号、第7～13号、第15～21号、第24～26号、第33号、第35号、第38号、第39号、第42号については賛成多数により原案可決、その他の案件については全会一致で原案可決と決定した。

閉会宣告。